

京都市告示第292号

京都市水路等管理条例第2条第2項の規定に基づき、農業用水路等の路線を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年11月17日

京都市長 門川大作

(廃止する水路)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	北花山水0037号	山科区北花山市田町41番地先 山科区北花山市田町88-5番地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)